

雨水貯留浸透施設にかかる 固定資産税が軽減されます！

特定都市河川法※1に基づき、**特定都市河川流域**において、**雨水浸透阻害行為への対策工事**として設置された**雨水貯留浸透施設**※2については、**固定資産税（償却資産）が軽減**される税制特例措置があります。

※1 特定都市河川浸水被害対策法。「特定都市河川流域」においては、雨水浸透阻害行為（一定の開発行為）に許可が必要となります。

※2 「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりする機能を有する施設で、浸水被害の防止を目的とするものです。雨水貯留槽、透水性舗装などが代表例です。

対象になる
地域は？

次の**特定都市河川流域**で、裏面の表に示す市及び町の区域が対象です。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ○一級河川 鶴見川水系 鶴見川 （東京都、神奈川県） | ○二級河川 引地川水系 引地川 （神奈川県） |
| ○一級河川 庄内川水系 新川 （愛知県） | ○二級河川 巴川水系 巴川 （静岡県） |
| ○一級河川 淀川水系 寝屋川 （大阪府） | ○二級河川 猿渡川水系 猿渡川 （愛知県） |
| ○二級河川 境川水系 境川 （東京都、神奈川県） | ○二級河川 境川水系 境川 （愛知県） |

対象になる
施設は？

特定都市河川法に基づき、**雨水浸透阻害行為（宅地開発など）に対する都道府県知事**※3の許可に伴う対策工事として設置された**雨水貯留浸透施設**（平成33年3月31日までに設置され、法令上の技術的基準に適合していることについて、都道府県知事の検査が終了しているもの）のうち、償却資産として固定資産税が課税される施設が対象です。

※3 指定都市、中核市又は特例市の区域内にあっては、当該指定都市等の長となります（以下同様）。

どんな軽減が
受けられる？

償却資産に該当する雨水貯留浸透施設に対して課税される**固定資産税の課税標準**が、**2/3～5/6**に減額されます（減額割合は、それぞれの市・町の条例で決められています）。

※市町ごとの軽減割合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

対象の市町や申告の手続きについては
裏面へ！



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



対象地域の市町

(平成30年4月1日現在)

都府県	対象地域の市町
東京都	町田市、稲城市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
静岡県	静岡市
愛知県	あま市、大治町、刈谷市、安城市、知立市、一宮市、稲沢市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町、東海市、大府市、東浦町、名古屋市、春日井市、小牧市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、豊山町、豊田市、みよし市
大阪府	大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、藤井寺市

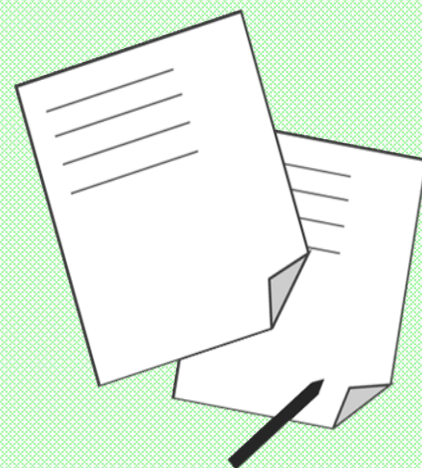
※特定都市河川流域に係る範囲において特例が適用されるため、行政区域の一部が対象とならない市町があります。詳細は各自治体にお問い合わせ下さい。

特例適用のための申告手続き

雨水貯留施設が設置された日から、**新たに当該施設に固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日までの間に、都道府県知事の検査が終了した旨を証する書類の写し**を添付して、当該施設が所在する市町に申告して下さい。

- ・「知事の検査が終了した旨を証する書類」…対策工事の検査済み証等が該当します。

※なお、この申告期間を経過した後に申告した場合においても、やむを得ない理由があると認められるときには、本税制特例が適用されることがあります。各自治体にお問い合わせください。



(お問合せ先)

- ◆本税制特例の申告手続きについては、各市役所・町役場の税申告窓口
- ◆本税制特例の内容については、国土交通省水管理・国土保全局治水課

(E-mail hqt-usuizeisei@ml.mlit.go.jp)